

令和元年度12月農業委員会定例会議事録

召集年月日 令和元年12月13日（金）

召集場所 西伯郡伯耆町溝口652番地1 溝口公民館3階大会議室

出席者 農業委員 6名、最適化推進委員 10名

事務局2名

1 開会宣言	午前9時30分
事務局	これより令和元年度第9回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>大変お忙しいなか、師走の忙しい時に、早朝よりお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>今年も最後の定例会となりました。大変穏やかな天候がこの頃続いていますが、この返しが来るのではないかと思っていますが、年末までこの穏やかな日が続いて新年を迎えるかと思います。</p> <p>今年の農作業の方も順調に終わりまして、話に聞きますと、ネギの方が出荷規制がかかりして、出荷するのが大変だったようですが、今は順調に集荷も出来ているようですし、飼料米の方もあらかた作業が終わって、ちょうど1年間の疲れを取るのに最高の月ではないかと思っています。</p> <p>皆さん、元気で新年を迎えていただきますことをお願いいたします、最初の挨拶に代えさせていただきます。</p> <p>なお、本日の欠席は、妹尾委員、赤井委員、亀山委員、中村委員の4名です。</p>
3 議事録署名委員選任	議事録署名委員は、2番 影山委員・3番 中曾委員にお願いします。
4 報告事項	<p>【報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定による通知書について】</p> <p>車議長 報告第17号、事務局より報告をお願いします。</p> <p>事務局 報告第17号の朗読</p> <p>車議長 事務局からの報告が終わりました。 皆様の方から何か、ご質問はございますか。</p> <p>車議長 ないようですので、報告第17号報告させていただきます。</p>
5 議事	
車議長	議事に入ります。
車議長	議案第30号 農地法の非適用に係る証明願の審議について、事務局より説明をよろしくお願いします。
事務局	議案第30号朗読
車議長	地元農業委員の加川委員さんの方から説明の方よろしくお願ひします。
加川委員	ただいま、事務局の方から説明していただいたとおりですが、何ら問題はないと思っていますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

車議長	井澤委員さんの方から、何か補足説明はありますか。
井澤委員	7月の時に話がありまして、私は地元においていますが、森林側の傾斜地の工事に入る予定になっていますが、その関係で県の仕事の手続きが進んだと思います。 特に異常はありませんので、審議のほど、よろしくお願ひいたします。
車議長	野坂委員さんの方から、何か補足説明はありますか。
野坂委員	何もありません。審議のほど、よろしくお願ひいたします。
車議長	以上、説明の方、終わりました。何か皆様方の方からご意見・ご質問等ありますか。
車議長	ないようですので、採決に入らせていただきます。
車議長	議案第30号につきまして、承認される方の挙手をお願いします。
車議長	議案第30号は、挙手全員により承認（全員異議なく承認される）
車議長	議案第31号 農用地利用集積計画の審議について、事務局より説明をよろしくお願ひいたします。
事務局	議案第31号朗読
車議長	説明の方、終わりました。 皆様の方から、ご覧になられて何か疑問なところ、質問したいことがありましたら、順次質問の方、よろしくお願ひいたします。
車議長	質問がないようですので、採決に入らせていただきます。
車議長	議案第31号につきまして、承認される方の挙手をお願いします。
車議長	議案第31号は、挙手全員により承認（全員異議なく承認される）
車議長	議案第32号 令和2年度春季・秋季農作業労働標準賃金の設定について、農地部会の部会長の影山委員さん、説明の方をよろしくお願ひいたします。
影山委員	前回の定例会の後に農地部会を開きまして、一応消費税2%分ということで、審議を行なったところです。 いろいろ消費税2%でかかるところがありますが、今回の問題点としては、粉摺りと乾燥のことが一番問題になりました。ダンプで運んだ場合は、運賃の目方がわからないということで、なんとかしてほしいという要望もありましたので、楽祐代表の赤井委員さんにも聞きましたら、自分の所はフレコンだから目方が量れるということですが、ダンプの場合は、量れないことがあります。 それならだいたい、ざつとの計算ですが、反当1,000円くらいの運賃をもらった方がいいのではないかということです。 ここには細かいことは書いていませんが、あまり書くと、またいろいろな問題が出てくると思いますので、そういうような話をいたしましたので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
車議長	説明の方、終わりました。何か皆様方の方からご意見・ご質問等ありますか。
車議長	ないようですので、採決に入らせていただきます。
車議長	他には、ご質問ありませんか。
井上委員	確認ですが、もみ運搬ですが、キロ当たり7円となってますが、これは1tだと7,000円ということで、2tダンプで運べば、14,000円の運賃を支払うということですね。

影山委員	1 tが千キロですから、そういうことになります。
井上委員	結構な金額ですね。
影山委員	生糀で、1反当りが700キロから800キロまでにはならないと思いますが、そういうな ります。
車議長	他には、質問ありませんか。
車議長	ないようですので、採決に入らせていただきます。
車議長	議案第32号につきまして、承認される方の挙手をお願いします。
車議長	議案第32号は、挙手全員により承認（全員異議なく承認される）
車議長	この賃金表は、1月24日、農業委員会の広報2月号といっしょに全戸配布されるよう になってますので、よろしくお願ひいたします。
車議長	本日の議案は、以上3件で終わりです。
その他	
車議長	広報委員会の方から、何かありますか。 広報委員の井上編集委員さん、説明の方よろしくお願ひいたします。
井上委員	お手元に伯耆町農業委員会便りの原案があると思いますが、今回の発行いたしますのは、4ページにわたっていますが、その間に差し込みで、会長の方から話がありました、賃金の関係の用紙が入るというような形で発送されます。 それでは、ページごとに説明したいと思います。 表紙はここにありますように、写真は大山の雪化粧ということで、栃原地内にあります。真ん中の方にありますのは、旧日光小学校の建物です。その上に大山があります。正面ではないので、形はこんなかっこうで撮ってきてあります。 続いて下の方は、例年会長さんの挨拶ということで、車会長の新年のごあいさつの原稿をいただいて載せてあります。 続きまして2ページ目は、農地パトロール、利用状況調査を実施しましたということで、皆さんにお世話になりました、8月に町内をまわった結果ですが、8月24日に農地パトロールを実施した結果がご覧のとおりです。 A分類が計8ヘクタールで81筆、B分類が40.8ヘクタールで1,135筆ということです。 写真の方は、新しい写真で、溝口側と岸本側両方の写真を掲載させていただきました。 次が、令和2年度の農業委員会の活動スケジュール（予定）をあげています。 変わったところを申し上げますと、7月に私達農業委員ならびに農地利用最適化推進委員の任期が終わりますので、新しく7月には改選があるということです。 あとはご覧のとおりです。 続きまして3ページ目になりますが、このコーナーはいつも設けていますが、『頑張る農家さん』この度は、新規就農されました丸山の小西大地さん、この方を取材いたしまして、掲載しています。ちなみにこの写真は、真ん中におられるのが小西大地さん、その隣の方が奥様ではないようで、雇用者の方、そして左側の方がお母さんということで、この方3名でやっておられます。臨時職員も雇っておられるようです。

	<p>作業中の写真は、ブロックリーがメインですので、その様子を掲載しています。</p> <p>続きまして、最後のページになりますが、何を載せようかと広報委員会の方でいろいろありましたが、鳥獣による被害が多いという関連がありますので、それに対する補助事業がこういうのがありますとかいうことがまだいきわたっていないのではなかろうかということで、農業委員会便りで周知しようということで産業課の方にお願いしてこの原稿を書いていただきました。</p> <p>以上です。</p> <p>何もなければ、1月24日に発送の農業委員会便りが全戸配布されますので、よろしくお願ひいたします。</p>
車議長	ありがとうございました。ただいま広報委員の編集委員長の井上委員さんの方から説明がありましたが、ここへんがちょっとおかしいというところがありましたら、ご意見をお伺いします。
畠委員	イノシシのワイヤーメッシュの参考価格が約900円になっていますが、今産業課で一括してまとめてもらったら、大体そんなにかかるものですか。600円か700円くらいではないでしょうか。
事務局	<p>これは、大体標準的に市場で販売されている価格を載せてています。一括購入の場合は、当然量が大きくなりますので、単価は下がってきます。昨年の例で言うと、600ちょっとくらいです。</p> <p>来年度は一括購入については、今まででは鋸びるタイプのワイヤーメッシュを考えていましたが、さすがにこのご時世メッキだろうかということがあります、メッキだと若干高くなつて100円くらいは高くなりますので、一応それを想定して900円だったら、高かったということはあっても、安過ぎて買えないということはないだろうと思いますので、一応900円ということで、ご案内させていただいたところです。</p>
畠委員	ちなみにそのメッキの分は、どれくらい持ちが違うのでしょうか。
事務局	まだこちらがメッキのワイヤーメッシュを昨年事例があるだけで、他の町の情報を聞くと、大体ワイヤーメッシュの耐用年数が13年か12年だったと思います。ワイヤーメッシュの方は全然大丈夫ですが、括つてある針金の方が先に鋸びるようです。耐用年数は、十分に持つだろうと思います。
車議長	<p>他にないようでしたら、このとおりで来月出したいと思いますので、よろしいでしょうか。では広報誌については、以上で終わらせていただきます。</p> <p>続きまして、2月25日からのさよなら旅行について、畠委員さんの方から説明をよろしくお願いします。</p>
畠委員	<p>皆様のお手元に行程表があると思いますが、この行程表が確定です。そこに金額が書いてありませんが、来年1月の定例会の時に、農協観光の〇〇長さんという方が来られて説明をしていただくようになっていますので、いろいろ質問等がありましたら、その時にしていただきたいと思います。</p> <p>今現在、参加予定の方が15名ということで把握しています。</p> <p>出発日が近づいてから、いろいろな用事があつたりして、行けなくなつたりしたらキャンセル料が発生しますので、今参加予定の方で、取りやめたい方は今年いっぱい、あと少ししかありませんが、届け出の方をしていただきたいと思います。</p> <p>近づいてからいろいろな事があつてどうしても行けない場合は仕方ありませんが、とり</p>

	あえず今15名と把握しておりますので、なるべく全員参加の方、よろしくお願ひいたします。以上です。
車議長	ちょっと訂正します。参加人数は、15名ではなくて16名です。
畠委員	事務局は行きますか。
車議長	事務局は行きません。農協の旅行センターの方から、1名添乗員が付きます。旅行の件は、これで終わります。
車議長	皆様にひとつご相談したいことがあります。 今まで報酬の方から、旅行の積立金・慶弔金を差し引いていましたが、そのやり方は12月で終わって、1月からは報酬はそのままの金額で皆様にお支払いするようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。
畠委員	それは町の方の事務的な関係とかですか。
事務局	特にないです。旅行とか行くためとか、慶弔費を支出する必要がある時に、出すために積み立ててきましたが、ある程度余裕があるので、止めてもいいのではないかというところでの提案です。
影山委員	積立金はもう要らないでしょう。
事務局	ある程度貯まっているので、いただかなくても、ある程度慶弔費のお支払いが出来るのではないかと思います。
畠委員	慶弔費の積立のことですか。あと7か月ほどです。
事務局	昨日通帳記入したら、残高が20万円くらいあったので、止めてもいいのではないかと思います。
車議長	私の考えでは、慶弔費を差引きするのを止めて、今さっき説明があったように通帳の方に20万円ほど残高が残っています。それで対応して、もし足らなくなったら、皆様の方からまた徴収させていただいたらと思っています。
畠委員	そういうことなら、そのやり方でいいのではないかでしょうか。
井上委員	とりあえず改選になるので、それ以降はどうされるかわかりませんが、その費用が少なくなるかも知れません。6月分までないかも知れません。
車議長	もし、その20万円を超えるようなことがあれば、超えた分につきましては、皆様からその都度、報酬から差引くなり、現金を持参していただきくなり、考えたいと思いますので、1月からは報酬をそのまま皆様方にお支払いしたらいいのではないかと思います。
井上委員	どちらにしても、慶弔費関係については、余れば今の委員さんがたで清算しないといけないと思います。その時に清算書を出してもらって、全てよくわかるようにしてもらえばいいのではないかですか。
車議長	今の慶弔費は、任期が切れるまでに、皆で残金は分配して、残りが割り切れない場合は、次期の農業委員会に繰り越すということで、対処したいと思います。 では、令和2年来年1月から、一切積立金も慶弔費も差引きしません。
井上委員	それで、今回の旅行の分で、もう集めなくても行ける金額ですか。 もし、足りないようなら来月1月まで差引きしてもらってもいいのですが。
事務局	12月の分はまだ入っていないので、まだ残高は増えます。
事務局	あと義援金についてですが、台風19号の関係で、資料はありませんが、鳥取県農業会議から農業委員会宛てに義援金を募集していますということで、趣旨にご賛同いただければ、義援金をお願いしますということで来ていまして、以前もあったようで、その時

	も1人千円ということで、伯耆町農業委員会から2万円を寄付したと聞いています。今回も台風19号の関係で、義援金の募集が来ていますので、農業委員会で、『雑費』という通帳がありますので、飲み会の余りなどを貯めていっていますので、そこから2万円を出したら、どうかと思いまして、皆様のご意見を伺いたいと思います。
井上委員	それでいいとは思いますが、さっきの互助会の400円を集めた分の他に、まだあるということですか。
事務局	まだあります。飲み会での余りのお金その通帳に入れていました。これは毎年副町長に報告しているお金です。
井上委員	400円ずつ積み立てている互助会のお金で一括して清算するのがいいのではないかと思います。通帳がいくつありますか。
事務局	今、農業委員会の通帳は、『旅行』と『慶弔』と『雑費』の3つです。
車議長	これは私の考えですが、『旅行』のお金は皆様が積み立てられたもので、みな1円まで残さず、返金します。『雑費』と『慶弔費』は、合わせて最後の時にお返しいたします。
車議長	ということで、台風19号の義援金を1人千円、合計2万円をお支払いしますので、よろしくお願ひいたします。事務局から何か他にありますか。
事務局	皆様への相談 まず1点目ですが、農業経営基盤強化促進法の利用権設定に係る加減面積の設定について、1枚配布しています資料の農業経営基盤強化促進法においては、実は法定の要件、下限面積の法定要件というのは規定がありません。しかし伯耆町では慣例として、農地法の所有権移転等の際の下限面積である5反を準用して、適用しているところです。今後、集積面積が減少するなか、新規設定の際には5反あったものの再設定の際には5反ないことも想定され、下限面積があるために利用権の再設定が出来なくなってしまうことなどが想定されます。 また他市町村に状況を照会したところ、経営基盤法の利用権設定において、下限面積を設定している西部管内の市町村は、米子市・江府町のみでした。 これから下限面積をどうのようにしていくかということを相談したいと思っています。
影山委員	これは、利用権設定のみですか。土地を購入する時は、5反以上ないといけないとのとは別個なものですか。
事務局	それは法定要件ですので、貸借のみの話です。
影山委員	利用権設定だけの分なら、それならやはり下限面積なしの方がいいと思います。
事務局	どこも所有権取得とか、所有権移転とかする時は、法定要件になっているので、全国どこでも5反です。特別の定めを設けているところは米子市みたいに3反とか、いろいろな地区ごとに分けて設定することも出来ますが、基本は原則5反ということです。今回は貸借のみの話です。
畠委員	法的な要素がなければ下限面積はなくてもいいかも知れませんが、今の話で売買とかでも5反という下限面積があるということになると、利用権設定のみ下限面積を設けないと誤解されかねません。下限面積がないのに、売買の際にはなぜ5反という話が出てくるのかということになりますかねません。 私の個人的な意見としては、出来ればそのままでいいと思います。

	利用権設定だけが下限面積がなしということですか。その他のものに対しては、あるわけですね。
事務局	そうです。3条とかで所有権移転等する際はあります。
畠委員	そうすると、利用権設定される方にも誤解をまねいたりする可能性がなきにしもあらずだと思います。
事務局	<p>たとえば今回の利用権設定された方の中でも、伯耆町だけでは5反なくて、日南町のほうに農地を持っておられてようやく5反になった方がおられました。日南町役場に照会すると、今現在は持つておられます、12月でもう面積を減らそうかと思っていると言われていますとの回答でした。</p> <p>たとえば、この方が次回伯耆町の農地を再設定する時は、もう5反をきつてしまっているので、下限面積を5反と決めてしまうと、再設定を認めないとことになってしまふのではないかと思いました。今回の件は、そこがスタートです。</p>
野坂委員	<p>それはわかりますが、そのへんを周知する場合は、利用権設定のみだということを周知しておかないと、私が先ほど言ったように事務局の方が、説明が出来ないことになります。</p> <p>周知する場合は、わかりやすくしないと、説明出来ないと思います。</p> <p>家庭菜園を作りたいという人が、結構団地の方におられます、今は闇で作つておられます、下限面積をなしにすれば、そういう人達も貸借が出来るようになります。そういうことですよ。</p> <p>貸借の場合は下限面積なし、売買の場合は5反以上というように、説明する時にわかりやすくしておいてもらえばいいのかも知れません。</p> <p>下限面積がないから、売ろうかという人もおられるかも知れません。</p>
車議長	売る時には、引っかかってきますよ。
畠委員	その辺で、説明が違っていたのではないかと言われる可能性があるので、利用権設定だけだったら、皆さんいいのですが。
影山委員	わからない人には、利用権設定と言ってもわかりませんよ。
畠委員	下限面積がないと勘違いされた場合に、その時に説明がきちんとされていないからだということになって、トラブルの原因になりかねません。
野坂委員	この配布された文章の説明は、一般の人にはわかりにくいと思います。
事務局	これは農業委員会用の文章ですので、周知する時は、もう少しわかりやすくなります。
畠委員	周知を、誤解を生じないような方法でされたのでしたら、これはいいことだと思います。
車議長	<p>周知する時には、もう少しわかりやすくしていただきます。</p> <p>なぜ下限面積をなくすかということになったのかと言いますと、新規就農者とか、まだ就農して3年目とか4年目とかの人が、今まで借りていた所をもう1回借りようかと思ったら、5反にならないために、利用権の設定が出来ないということがたくさんありました。これからだんだん後継者も少なくなってくるのに、それなら下限面積があるよりは、下げるとか、ない方がいいのではないかということです。</p> <p>先ほど野坂委員さんが言わされた、団地の方が1坪ほど借りて家庭菜園をするというの、あまり関係ありません。</p>
畠委員	その趣旨はわかります。
事務局	誤解のないように周知します。

車議長	農業の担い手が本当に伯耆町で生活していくような仕組みを作つておいてあげないといけないのでないかということです。
影山委員	新規就農者は、やはり今は5反なければ就農者になれないのですか。
事務局	今、基本は5反ないと就農者にはなれません。
影山委員	そうすると、今は5反というのは、一回にはなかなか出てこないと思います。
影山委員	新規就農者で、新しい5反を求めて、今までに大口農家とか認定農業者とかが、大体良い所は全部耕作していて、悪い所しか残っていません。 そうすると、5反もとなると、なかなか出来ないということになります。 それなら、私は、面積の下限はない方がいいと思います。
畠委員	そういうシステムでするのは、わかりますが、後でいろいろなトラブルが起きるのではないかということです。
車議長	周知する時にはもっとわかりやすくして、3条というはこういう法律で、売買の時には下限面積5反以上が絶対必要ですということをわかるように書いて、周知します。
畠委員	その中には、新規就農者の分も重点的に書いておいてもらえば。
車議長	一坪くらいの方は、団地の隅や庭の隅の方で、いくらでも出来ると思います。
福島委員	そういう人は、事務局に相談に来るわけですから、すぐにわかると思います。
車議長	なかには、息子の名前で農地を買おうかと思っても、息子はこの土地を買っても、5反にはならないから、息子の名前では買えないし、自分の名前でも買えないと思って、下限面積が5反だと理解していたのに、なぜ下限面積がなくなったのかということになります。そういう時には、周知徹底しておけば、簡単ではないかと思います。 いちいち農業委員さんが説明していたって、大変なことです。
井上委員	そういう問題は、議案としてはあげずに、議事録にも載らないということですか。
事務局	議事録には載せます。その他の所に載せます。
井上委員	先ほどの問題ですが、私の場合は下限面積なしでいいと思います。 というのは、最近、耕作放棄地が多くなっています、なかなか難しい要素があるもので、少しでも借りていただいて作っていただくことが重要ではなかろうかと思いますので、私は下限面積なしにしたらいいと考えます。 それと、周知の方法は、『農業委員会だより』もありますし、他の方法もあるかも知れません。 そのへんは事務局に考えていただいて、処置したらいかがでしょうか。
車議長	おおかたの意見が、下限面積をなくしてもいいのではないかということです。 それと、下限面積をなくした場合には、3条との関連の周知徹底を図るということで、意見が出ていたと思います。 とりあえず、利用権設定の際には、下限面積をなくすということで、皆さんよろしいでしょうか。
事務局	1月の定例会の審議の時から、そういう形でさせていただくということで、よろしいでしょうか。（全員異議なく承認される）
事務局	皆様への相談 2点目ですが、令和元年度第9回その他2というところで、『養蜂経営のための利用権設定に係る同意取得について』というところがあります。 伯耆町岸本横道ノ上652、リサイクルプラザを少し上がった所になります。

こちらで、サンクリーン株式会社という、主にビルメンテナンスとか空調保守等の事業を営んでいる会社が、農地を最初は利用権設定をされて、ゆくゆくは農地を取得して、養蜂業の経営をしたいと事務局に相談がありました。

この会社は、もともとビルメンテナンス等を主に行なう企業ですので、農地取得の際は、別法人を立ち上げる必要がありますということと、養蜂という性質上、蜂が飛びますので、周辺の住民の同意が必要になるのではないかということで、回答したところです。その回答を受けて、またサンクリーン株式会社の方から、同意が必要な範囲や同意の方法等について、質問があったことから、どうような方法・範囲で同意を取つたらいいのかということを相談するものです。

別紙に地図を付けています。中心の所に小さく四角く囲ってある所が該当の652番地で、ちょうど円の真ん中辺りです。

蜜蜂は一般的に2kmくらい飛ぶと言われています。ですので、事務局の方で、500m半径・1km半径・2km半径で囲っています。ただ2km半径とすると、かなり広くなってしまって、この範囲で同意を取るというのは、かなり厳しいのではないかと思います。

事務局としては、500m半径くらいの範囲で、同意を取つて回つてもらつたらいいのではないかと思っています。また書面を提出していただくのも、こちらも全体数を把握するのもなかなか大変ですので、こちらはお願ひということで、50メートル範囲の所で同意を取つて下さいということで、お願ひしたらいいのではないかと考えています。皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

影山委員	これは日本蜜蜂か、西洋蜜蜂かによって、飛ぶ半径も違いますか？
事務局	日本蜜蜂です。
野坂委員	畑を作っている人だけの同意でいいのですか。
事務局	あと周りの住宅であるとかには、説明しておいていただきたいとは思います。
野坂委員	大山に上がる高速道の陸橋があるところですか。そこから10メートルほど東に入ったところですか。
影山委員	2km半径以内に、ブロックリーが作つてあるところがたくさんありますか。
事務局	2km半径以内だと、丸山とかでしょうか。
影山委員	ブロックリーを消毒されると、蜂が死んでしまうようで、日吉津でも問題が起きたことがあります。
事務局	ゼロではないかも知れませんが、久古の上の神社の前の方に、ブロックリーを作つている所があるかも知れません。
車議長	野菜に消毒する、果樹に消毒する、そこに蜂が来るのは、こちらが来てくれというのではなく、向うが勝手にやって来るので、消毒していくてもそれは一切関係ないと思いますが、ただ仕事している時に蜜蜂がたくさん飛んでくるようなことになつたら、農作業が出来なくなるかも知れませんが、それでもいいのかということになります。
影山委員	日本蜜蜂は、あまり人を刺したりしません。日本蜜蜂は、おとなしい性格ですから。
事務局	そのようにも、言っておられました。
畠委員	全国で養蜂というのは、九州から北海道まで大体、西洋蜜蜂で、日本蜜蜂ではありません。固定で連れて歩くようです。
車議長	もうひとつ心配されるのが、最近、熊が出るので、蜜蜂の巣箱は熊が大好きで、熊が蜜蜂の巣箱を持って逃げたのではないかということがあります。

	鳥獣害の発生がだんだん増えてきた所に、そこに熊が出る恐れもなきにしもあらずです。
影山委員	日本蜜蜂なら、そこに1年間ずっと固定です。
井上委員	そもそも同意が必要なのでしょうか？
事務局	<p>必須ではありませんが、他市町村の農業委員会の議事録をみると、ちゃんと同意は取つたのかというやり取りが記載されていました。</p> <p>最初来た時はいいのですが、だんだん群が増えてくると、蜜蜂が飛び回るので、出て行ってくれとか、何も聞いていないとかいうことになります。</p> <p>これは利用権設定するには、同意は必須ではないんですけど、初めての事でもありますし、農業委員会の身を守るために許可をしたのかという苦情が来る可能性もありますので、あらかじめ説明をしてもらって同意を得ておいてから、利用権の許可なりをしていきたいと思います。</p>
畠委員	<p>全国の養蜂農家は、その土地その土地で、どのようにされているか参考にしてもいいと思います。</p> <p>全国を転々とされる方は置かれる所の所有者の許可は取っておられるでしょうが、周辺まで許可を取っておられるのかどうかはわかりません。</p>
事務局	土地の所有者だけだと思います。
影山委員	<p>全国の養蜂組合は、その許可を取るのは、置くところの場所の許可だけです。</p> <p>私も何十年も親が蜜蜂を飼っていましたが、九州の鹿児島から岐阜まで行きましたが、箱を置く所だけは、同意を取りました。</p> <p>そのかわり、そこの養蜂組合で何キロ離れていなければいけないとか、範囲があるので、そこはそこの地区の養蜂組合の中で調整してもらいました。</p>
畠委員	一応説明というか、文書等を作成して、半径500mか半径1kmの範囲に、文書を皆さんに配布してもらうとかして、説明会などは開かなくともいいのではないかと思います。ただこういう事業をしますという形で、周知したらいいのではないかでしょうか。
畠委員	500m半径の範囲に全部同意を取るとなると、すごい数になるから、取れないと思います。
畠委員	こういう事業をしますということで、戸別にポストにパンフレットを入れてもらうとかでないと、どれだけの賛成があれば出来るのかという問題もあります。 多数派の民主主義なら二分の一以上はいるとか。
影山委員	日本蜜蜂は、ちょこちょこあります。
畠委員	地域住民は、そういう感じでいいのではないでしょうか。 あと農地取得というのは、いざれは500mくらいの範囲で取得しようとしているのでしょうか。
事務局	箱を置く所だけだと思います。
畠委員	置く所だけだと、いろいろな花を植えて使うのか
事務局	そんなことはありません。 こちらは農振農用地もあるので、養蜂業は大きく分類すると、農業に該当するものでありますので、置く所は、山林とかでも原野でも雑種地でも、もちろん出来ますけど。
福島委員	もう農地は取得されていますか。
事務局	いえ、まだです。まだ法人も立ち上げの段階です。

畠委員	農地が要るのでしょうか。
事務局	農地は要りません。
畠委員	私は蜜蜂だけの分だったら、いずれはそれを兼ねたいいろいろな事をして そのために農地を取得するのなら、わかりますが、蜜蜂の箱を置くだけなら取得しなく てもよいのではないかでしょうか。山林とか、原野とか、
事務局	将来像ということです。将来的には、取得も考えるという程度だと思います。
事務局	結局、今ここの農地を持っておられる方がご高齢で、結構困っておられるというのもあ って、そういう事情もあって、合銀とかにも相談されて、その辺に詳しい方がおられて 橋渡しをされて、ぜひそういうことをしたいということで、所有者とその会社の方が来 られたという経緯があります。
畠委員	蜜蜂の関係は、 一応は、パンフレットなどで、周知しておいた方がいいとは思います。
車議長	同意を必要とするところは、農業委員会としては、500mの範囲内を希望しますけど、 最低でも200m、内側の線くらいには、周知をするとか、同意を得るとか、または公 民館にでも集まつていただいて、説明をしておかれた方がいいですというくらいでいい のではないかと思います。
井上委員	それでいいと思います。
畠委員	ただ隣接地は、必ず同意はしておいていただかないといけません。
車議長	1軒ごとに回るのは大変ですから、500m半径の内側を見ても、たくさん家がありま すから、出来たら公民館を借りて説明会をするとか、養蜂業をしようと思いますとい う話をして、たまに蜜蜂が飛んでくるかも知れませんが、殺さずにおいて下さいとか言つ ておけばいいのではないかですか。
事務局	あの会社は何をしているのか…というような事にならないようにしておいてもらえば いいのではないかでしょうか。
畠委員	養蜂業くらいならさほど問題はないと思います。
車議長	農業委員会としては、1km半径範囲内くらいの同意が必要ですが、最低限500mはも らっておいていただいた方がよいかと思います。その方法は、お任せしますというよう な形で、回答しておいて下さい。
事務局	この冬に、ある程度、所有者と会社の方が近所を回りたいということです。
車議長	被害が出てから、苦情が出る前に、説明会をしておいた方がいいと思います。
内藤委員	養蜂業というのは、県の認可が必要でしょうか。
事務局	はい、要ります。それは、別に必要になってきます。
事務局	このまま行くと、耕作放棄地になってしまいます。
事務局	今も県の方にも、いろいろ相談をしながら進めているところなので、そんなに焦つてし ない方がいいのかなと思っているところです。 では今の話で、今後の進め方としては、半径500mくらいの範囲で、説明とか、ある 程度の同意を得ておいて下さいということでいいのでしょうか。
影山委員	農業委員会が同意を取ってとまでは言わなくてもいいのではないかと思います。
事務局	農業委員会としては、同意を得ておいていただくことを希望しますくらいでいいでし うか。

車議長	それがいいのではないかでしょうか。
車議長	皆さんの方で、何かありますか。
車議長	来月の第10回目の定例会は、来年1月20日月曜日午後3時から開催したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。 定例会終了後、皆生の『白扇』にて新年会を行ないたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。 本日は、以上で閉会いたします。
7 閉会	午前10時45分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

2番 影山忠嗣

3番 中曾根好